

見守り
新鮮情報

医薬品の インターネット通販 による定期購入に 注意!



©Kurosaki Gen

動画配信サイトの広告で見た、手足のしびれが取れるという**医薬品**を購入した。お試しのつもりで申し込んだら**定期購入**だった。仕方なく数回使用したが、**発疹**等の症状が出たため、かかりつけの**医師**に相談したところ、**使用しない**ようにと言われた。昨日、2セット分の医薬品が届いたため、体に合わないのを返品したいと連絡したが、定期購入になっているので、すぐには**解約できない**と断られた。返品したい。(60歳代)

- インターネット通販で医薬品を購入したら定期購入だった、という相談が寄せられています。「一般用医薬品」に限りインターネット通販で購入出来るようになりましたが、医薬品には副作用のリスクがあり、実際に使用してみないと自分に合っているかなどの判断が困難です。インターネット通販で購入しようとしている医薬品を使用することに問題がないか、事前に薬剤師や医師等の専門家に相談しましょう。

ひとこと助言

よく確認しよう



見守るくん

- 定期購入は、一定期間継続して商品を使用することが前提の購入方法であるため、継続的に医薬品を使用する必要があるかも知れ、よりいっそう慎重に検討する必要があります。
- SNS等の広告表示では定期購入が条件だと分かりにくい場合があります。最終確認画面で定期購入が条件となっていないか等をよく確認しましょう。トラブルになった場合に備え、広告表示や最終確認画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。
- 困ったときはお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第547号(2026年7月30日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

